

広島県監査委員訓令第一号

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県代表監査委員 加賀美 和正

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「専任主査」を「調整監、監査専任主査」に改める。

第八条第二項中「庶務事務を総括する主任監査監（以下「庶務担当主任監査監」という。）を「調整監」に改める。

第九条第一項第三号中「庶務担当主任監査監」を「調整監」に改める。

第十一条の二第二項中「専任主査」を「調整監、監査専任主査」に改める。

第十二条の二ただし書中「庶務担当主任監査監」を「主任監査監」に改める。

第十三条第一項中「庶務担当主任監査監」を「文書事務取扱主任」に改め、同項第二号中「を主務専任主査」を「を主務調整監、主務監査専任主査」に、「主務専任主査等」を

「主務調整監等」に改め、同条第二項中「主務専任主査等」を「主務調整監等」に改める。

第十四条中「庶務担当主任監査監」を「庶務事務を総括する主任監査監（以下「庶務担当主任監査監」という。）」に改める。

第十五条から第十七条まで及び第二十九条から第三十一条までの規定並びに第三十九条第三項中「庶務担当主任監査監」を「文書事務取扱主任」に改める。

別表第一主任監査監専決事項の欄第三号から第五号までを削り、同欄第六号中「証明」の下に「（庶務事務を総括する主任監査監に限る。次号及び第七号から第十二号までについて同じ。）」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第七号から第十七号までを三号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。